

郡山市学校体育等指導資料作成委員会設置要綱

平成9年6月20日制定
平成12年4月1日一部改正
令和4年4月28日一部改正
【学校教育部学校管理課】

(設置)

第1条 郡山市立学校における教育の充実を図るため、学校体育及び学校保健安全に関する指導資料作成委員（以下「学校体育等指導資料作成委員」という。）を置く。

(職務)

第2条 学校体育等指導資料作成委員は、次の事項について調査研究し、必要な資料を作成する。

- (1) 学校体育の指導に関すること。
- (2) 学校保健安全の指導に関すること。

(定数)

第3条 学校体育等指導資料作成委員の定数は、8名以内とする。

(任免)

第4条 学校体育等指導資料作成委員は、郡山市立学校の教員及び学識経験者のうちから郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が任命又は委嘱する。

- 2 学校体育等指導資料作成委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学校体育等指導資料作成委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 学校体育等指導資料作成委員の会議は、教育長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に最初に委嘱される学校保健安全指導資料作成委員の任期は、改正後の要綱第4条第2項の規定にかかわらず、1年とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。